

熊本県産業技術センターにおける研究活動上の不正行為への対応等に関する要項

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）」に基づき、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることにより、公正な研究活動の更なる充実を図ることを目的とする。

なお、この要項において使用する用語は、この要項で特に定めるものを除くほか、ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

(定義)

第2条 この要項で「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめにおける次に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(研究者等の責務)

第3条 第7条に規定する構成員のうち研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）は、研究活動上の不正行為や研究者倫理に反するその他の不適切な行為（以下「不正行為等」という。）を行ってはならず、また、他者による不正行為等の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 責任体系

(最高管理責任者)

第4条 センターの所長（以下「所長」という。）は、機関全体を統括し、研究倫理

の向上及び不正行為の防止等について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じる。

（統括管理責任者）

第5条 センターの次長（事務担当）は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）とする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じる。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 センターの次長（技術担当）は、センター内における研究倫理の向上及び不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる責務を負う。

（1）所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育（以下「研究倫理教育」という。）を定期的実施し、受講状況を管理監督する。受講状況の管理は、研究倫理教育受講後の誓約書の徴取により行う。研究倫理教育の企画・改善などについて、必要に応じて常設の室長会議にて審議等を行う。

（2）所属する研究者等が、公正な研究活動を行っているか等を確認し、必要に応じて改善を指導する。

（3）第3章の通報等、第4章の事案の調査に当たり、必要な措置を講じる。

（構成員）

第7条 構成員とは、センターに所属する研究職員、事務職員、技術職員及び非常勤を含むその他関連する者とする。

（構成員への教育）

第8条 最高管理責任者は、不正行為等を防止するため、構成員に必要な研究倫理教育を定期的受講させるものとする。

2 最高管理責任者は、新規採用者、及び転入者等については、可能な限り速やかに必要な研究倫理教育を受講させるものとする。

（構成員の意識向上）

第9条 構成員は、不正行為等を防止するために必要な研究倫理教育を3年に1回以上の頻度で受講しなければならない。

2 構成員は、熊本県職員行動規範（平成19年6月策定）に基づき行動すると共に、

研究倫理教育の受講後、直ちに最高管理責任者に対し自書、署名した誓約書を提出するものとする。

第3章 通報等

(通報窓口の設置)

第10条 センターは、次に掲げる連絡先を不正行為等に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）の窓口（以下「通報窓口」という。）とする。

熊本県産業技術センター 技術交流企画室

住所：熊本県熊本市東区東町3-11-38

電話：096-368-2101

FAX：096-369-1938

E-Mail：www-admin@kumamoto-iri.jp

2 通報等を行う者（以下「通報者」という。）からの通報等は、通報窓口で受け付けるものとする。

(通報等)

第11条 不正行為等があると思料する者は、何人も通報窓口を通して通報等を行うことができる。

2 通報等は原則として、書面、ファクシミリ、電子メール等により、通報者が発した内容の記録が残る方法によるものとする。電話もしくは面談等により口頭で通報等が行われた場合には、センターは通報窓口において速やかに書面に書き起こして受け付けるものとする。

3 通報等は原則として、通報者の氏名、所属、住所もしくは居所、並びに不正行為等の存在を、それらの客観的な根拠（身分を証明できるものの提示と、不正行為等の存在の客観的根拠の提示または提供）とともに示されたものとする。ただし、通報者はその後の調査等において、氏名等について匿名を希望することができるものとする。

4 匿名による通報等があったときは、不正行為等の存在を、その客観的な根拠とともに示されたものであることをもって前項の通報等の条件を満たすものとすることができる。

5 会計検査院及び学会等の外部機関からの不正行為等の疑いの指摘は、第3項の通報等とみなす。

6 報道機関等からの不正行為等の疑いの指摘は、第3項の通報等とみなすことができる。

7 インターネット等の情報交換の場にセンターの不正行為等の疑いが掲載されていることをセンターが知ったときは、その時をもって、その掲載内容を第3項あるいは第4項の通報等とみなすことができる。

(通報等の報告)

第12条 通報等を受け付けた通報窓口は、その内容を速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。

(通報者等ならびに通報等の取扱い)

第13条 最高管理責任者は、通報等についての調査結果を公表するまで、通報者及び通報内容ならびに通報内容に係る該当者及び関係者の存在の秘密を守るとともに、調査過程における関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 最高管理責任者は、通報等についての調査ならびに係る審査が完了するまで、通報者または通報等に係る該当者及び関係者に不利益が及ぶ扱いを行わないものとする。

3 最終的に不正行為等が認められなかったときは、何人も、通報者または通報内容に係る該当者及び関係者に不利益が及ぶ扱いを行わないものとする。最高管理責任者は、必要に応じてこれらの者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

第4章 事案の調査

(予備調査)

第14条 第12条に係る報告（以下「通報等の報告」という。）を受けた最高管理責任者は、速やかに、統括管理責任者ならびにコンプライアンス推進責任者と情報の共有を図るとともに、次に掲げる者で構成される予備調査委員会を設置する。なお、通報等の報告に係る該当者及び関係者が、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者のいずれかであるとき、その者を予備調査委員会から忌避することができる。

- ・ 統括管理責任者
- ・ コンプライアンス推進責任者
- ・ その他最高管理責任者が必要と認める者

2 予備調査委員会は、速やかに通報等の報告に係る事案を受理することが妥当であるか否かの確認を行い、予備調査を実施するか否かの判断を行う。なお、当該判断をおこなうにあたり、予備調査委員会は、通報等に係る該当者及びその他調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）に対して関係書類その他必要な書類等の提出を求め又は意見を聴くことができる。

3 前項において予備調査を実施するとの判断があった場合、予備調査委員会は、通報等の信ぴょう性、通報内容の合理性などの調査可能性等について調査を行い、通報等を受けた日又は通報等があったとみなした日から概ね30日以内（特別な事情がある場合には60日以内）に本調査の実施の要否を決定し、その結果を最高管理

責任者に報告するものとする。なお、調査対象者については、予備調査委員会から必ず忌避されなければならない。

- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 第3項において予備調査を実施しないとの判断があった場合、予備調査委員会はその判断の根拠とともに判断結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、第3項の規定に基づき本調査を実施することを決定したときは、本調査の開始を通報者に通知するものとする。この場合には、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 7 第5項の規定に基づき本調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。この場合には、研究費等の配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 8 予備調査委員会は、次条に規定する不正調査委員会の設置をもって解散する。

(不正調査委員会)

第15条 前条第3項の規定に基づき本調査の実施をすることが決定されたときは、最高管理責任者は、その決定がされた日から30日以内に不正調査委員会を設置し、本調査の実施に着手させなければならない。

- 2 不正調査委員会は、センターに属さない外部有識者を半数以上を含まなければならない。
- 3 不正調査委員会は、次に掲げる者で構成する。ただし、通報等の報告に係る該当者及び関係者が最高管理責任者、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者のいずれかであるとき、その者を不正調査委員会から忌避しなければならない。
 - ・最高管理責任者
 - ・統括管理責任者
 - ・コンプライアンス推進責任者
 - ・熊本県新産業振興局産業支援課長
 - ・その他最高管理責任者が必要と認める者
- 4 最高管理責任者は、不正調査委員会を設置した後、通報者及び調査対象者に、委員の氏名、所属等の情報を含む不正調査委員会の構成を通知することとする。
- 5 通報者及び調査対象者は、不正調査委員会の構成の公正性に疑義があるときは、前項の通知が発せられた日から7日以内に異議を申し立てることができる。
- 6 最高管理責任者は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する委員の変更をすることができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。
- 7 不正調査委員会は、第26条の調査結果の報告の終了（第17条第5項により、調査案件を複数の独立した事案に分けて認定したときは、最後の報告の終了を指す。）をもって解散する。

(調査委員会に係る守秘義務)

第16条 予備調査委員会及び不正調査委員会の構成員及びその他本要項に基づき不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、第28条の規定によって結果を公表する場合は、この限りでない。

(本調査)

第17条 不正調査委員会は、調査方針、調査対象及び方法等について明確にした上で、本調査に取り組まなければならない。

- 2 不正調査委員会は、通報等に係る内容について、不正行為の有無、不正行為の内容及び悪質性、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正行為に関与した各関係者の役割等について調査するものとする。この場合において、不正調査委員会は、調査対象者が関与する外の事案においても不正行為等の有無等について調査すべきと思料する場合は、当該外の事案についても調査を行うことができる。
- 3 不正調査委員会は、調査対象者に対して、事情聴取、関係資料の提出、事実の証明及びその他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 不正調査委員会は、センターが所管する資料等であって本調査に必要なあらゆるものを調査することができる。
- 5 不正調査委員会は、調査案件が複数の独立した事案に分類できるなどの特段の事情があるときは、それぞれの事案毎に調査し、第23条に規定する認定を行うことができる。

(本調査への協力等)

第18条 調査対象者は、不正調査委員会による本調査に協力するものとし、誠実に対応しなければならない。センターの職にあった者は、退職後においても同様とする。

- 2 不正調査委員会から本調査への協力の求めがあったとき、本調査に必要な情報もしくは資料等を知っている者は、その調査に協力するものとする。

(証拠の保全)

第19条 不正調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となっている事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 調査の対象となっている事案に係る研究活動が行われた研究機関がセンターでないときは、不正調査委員会は、調査の対象となっている事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 不正調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第20条 不正調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第21条 不正調査委員会の本調査において、調査対象者が調査の対象となっている事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

(図利加害目的の通報)

第22条 不正調査委員会がその調査の過程において通報等が図利加害目的(不正の利益を得る目的、又はその他の不正の目的)であったと判断した場合であって、相当の調査を行っても不正の事実が見いだされない場合、その調査を中止することができる。ただし、図利加害目的の通報等であるとの判断を行う場合、不正調査委員会は通報者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、該当する通報者が不正調査委員会の構成員である場合、その者を不正調査委員会から忌避することができるものとする。

2 最高管理責任者は、次条第3項の報告に基づき、当該通報者の氏名・所属、図利加害目的の通報と認定した理由等の公表、懲戒処分その他必要な措置を講じることができる。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(認定)

第23条 不正調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割等について、本調査の開始日から150日以内に認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 不正調査委員会は、第1項の認定に当たっては、本調査によって得られた、証拠となる資料及びその他関係書類、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行わなければならない。ただし、第21条第1項の説明に基づき、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑惑を晴らすに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定するものとする。
- 4 前条における図利加害目的の通報等であるとの判断についても、第1項と同時に認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 不正調査委員会は、第15条第4項の通知が発せられた日から7日を経過するまで、第1項及び前項に係る認定をしてはならない。

(調査結果の通知)

- 第24条 最高管理責任者は、不正調査委員会からの前条の報告又は次条の報告に基づき、調査対象者及び通報者に対して、調査結果を通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(異議申立て)

- 第25条 調査対象者及び通報者は、前条の調査結果の通知から30日以内に限り、最高管理責任者に異議申立てを申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面により、行うことができるものとする。ただし、調査結果に対して同一の証拠を用いて同一の趣旨の異議を申し立てることはできない。
- 2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、不正調査委員会にその内容を審査させるものとする。加えて、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
 - 3 不正調査委員会は、前項の審査において再調査の必要性を認めた場合、再調査を行うものとする。この場合において、異議申立ての内容が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者に対して、委員の交代若しくは追加をさせることができるものとする。委員の交代若しくは追加があったときは、不正調査委員会の公正性を保つため、第15条第2項から第6項までの規定を準用するものとする。
 - 4 前項の再調査を行う場合、不正調査委員会は、異議申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
 - 5 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合、不正調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合、不正調査委員会は、直

ちに最高管理責任者に報告する。

- 6 第3項の再調査を行う場合、不正調査委員会は調査を行い、その開始から50日以内に調査内容の認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、第15条第4項の通知が発せられた日から7日を経過するまで、不正調査委員会は係る認定をしてはならない。
- 7 前項に掲げる期間につき、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(調査結果の報告)

第26条 不正調査委員会は、第24条による最後の通知の後、調査対象者及び通報者から有効な異議申立てがなくその内容が確定した場合、最終報告書を作成し、根拠を示す資料を含め、速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(調査結果に対応した措置)

- 第27条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を調査対象者及び通報者、ならびにセンターを所管する熊本県新産業振興局産業支援課に通知する。
- 2 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に対して、調査結果、不正発生要因と再発防止計画等を含む最終報告書を提出するものとする。
 - 3 前項のほか最高管理責任者は、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び省庁に提出することができる。
 - 4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁による当該事案に係る資料の閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

- 第28条 最高管理責任者は、不正行為等があったと認められたときは、前条第1項及び第2項の規定による措置に加え、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む調査結果等を速やかに公表するものとする。ただし、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合は、この限りでない。公表する場合において、特に不開示とする必要があると認められる項目については、その公表の全部あるいは一部を制限することができる。
- 2 最高管理責任者は、社会的影響が大きい事案の場合及び調査事案が外部に漏洩していた場合など、調査の途中であっても、必要に応じてその中間報告として公表す

ることができるものとする。

(委員会の事務)

第29条 予備調査委員会及び不正調査委員会に関する事務は、通報窓口を所掌する技術交流企画室で行う。

第5章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第30条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから不正調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して調査の対象となっている事案に係る研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、不正行為等がなかったと認定された場合は、前項の本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

3 最高管理責任者は、証拠保全の措置については、有効な異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(不正行為が認定されたときの措置)

第31条 最高管理責任者は、第26条に規定する報告において、調査対象者による不正行為等があったと認められたときは、熊本県職員内部通報に関する要項に基づき、人事課へ報告する。

2 前項に定める報告のほか、不正行為等があったと認められた者に対して、研究費の使用禁止等の措置を講ずることができる。

3 最高管理責任者は、第1項に規定する報告の結果、処分が課されたときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(論文等の取下げ等の勧告)

第32条 最高管理責任者は、不正行為等があったと認められた者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 不正行為等があったと認められた者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、不正行為等があったと認められた者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表することができる。

(是正措置等)

第33条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

（不正行為が認定されなかったときの措置）

第34条 最高管理責任者は、第26条に規定する報告において、調査対象者による不正行為等がなかったと認められたときは、第30条第2項に定める措置のほか、次の各号に定める措置を講ずる。

- (1) 当該事案において、不正行為等が認められなかった旨の調査関係者への周知
- (2) 調査対象者の不利益の発生防止及び名誉回復に係る措置
- (3) その他必要な措置

第6章 雑則

（研究データの整理と保存）

第35条 研究活動によって生じた研究データは、研究成果等に対する第三者による科学的根拠に基づく検証可能性を担保できる方式で、各構成員が整理し、保存するものとする。

2 研究データの保存期限は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、その他実情に合わせ、係る研究終了から原則5年を下回らない範囲で、研究データ毎に各構成員が設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがあるものは、その限りでない。

3 研究データの保存方法は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、電磁的記録による保存、その他実情に合わせ、研究データ毎に各構成員が設定するものとする。

4 各構成員は、センターで行った研究活動によって得られた成果を発表するとき、その発表に要する研究データの適切な保存について、発表しようとする構成員が所属する室の長による確認を得るものとする。なお、確認を要する発表は、センターで行った研究のうち国による予算の配分又は措置により行われた研究によって得られた成果の発表を対象とする。

（最高管理責任者、統括管理責任者、ならびにコンプライアンス推進責任者の公表）

第36条 センターは、研究活動等の不正防止に関する管理運営体制の公表として、最高管理責任者、統括管理責任者、ならびにコンプライアンス推進責任者の職名を、センターのホームページ等で公表する。

2 センターは、前項と同等の情報を構成員に周知する。

(取組の公表)

第37条 センターは、研究活動等の不正防止に関する取組について、センターのホームページ等で公表する。

2 センターは、前項と同等の情報を構成員に周知する。

(通報窓口の公表)

第38条 センターは、通報窓口をセンターのホームページ等で公表する。

2 センターは、前項と同等の情報を構成員に周知する。

(改定等)

第39条 所長は、必要に応じて、本要項を改定することができる。

2 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、所長が別に定めることができるものとする。

附則

この要項は、平成29年3月21日から施行する。

この要項は、令和3年(2021年)8月20日から施行する。